

事務連絡
令和4年10月14日

保険医療機関様
保険薬局様
訪問看護ステーション様

高知県国民健康保険団体連合会

後期高齢者の窓口負担割合2割化の制度施行に伴う対応について

本会の事業運営につきましては、日ごろよりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年1月4日付け保発 0104 第1号厚生労働省保険局長通知「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について」により、後期高齢者医療における窓口負担割合が令和4年10月1日より見直されました。

つきましては、今回の見直しに伴う主な変更点、及びレセプト請求における留意事項を以下にまとめましたので、ご確認をいただき、請求時にご対応くださいますようお願いいたします。

1 今回の見直しに伴う主な変更点

(1) 窓口負担割合の見直し

後期高齢者医療における所得区分「一般」が、所得に応じて「一般Ⅰ」と「一般Ⅱ」に細分化され、「一般Ⅱ」について窓口負担割合が1割から2割になります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日以降	
所得区分	負担割合	所得区分	負担割合
現役並みⅢ	3割	現役並みⅢ	3割
現役並みⅡ			
現役並みⅠ			
一般	1割	一般Ⅱ	2割
		一般Ⅰ	1割
低所得Ⅱ	1割	低所得Ⅱ	1割
低所得Ⅰ			

※見直しは後期高齢者のみが対象です。

(2) 2割負担対象者のレセプト特記事項欄の表示

所得区分「一般」の細分化に伴い、これまで「一般」レセプトの特記事項欄に表示していた「29 区エ」及び「34 多エ」は後期高齢者医療では廃止になります。

令和4年9月30日まで		➔	令和4年10月1日以降	
所得区分	特記事項		所得区分	特記事項
一般	29 区エ		一般Ⅱ	41 区カ
一般 (多数該当)	34 多エ		一般Ⅰ	42 区キ
			一般Ⅱ (多数該当)	43 多カ
			一般Ⅰ (多数該当)	44 多キ

※「43 多カ」・「44 多キ」は特定疾病給付対象療養（公費 54 など）の多数該当の場合に特記事項欄に表示します。

(3) 2割負担対象者の窓口負担の限度額

	入院		外来
	通常	多数該当	
通常月	57,600 円	44,400 円	18,000 円 (配慮措置あり)
75 歳到達月	28,800 円	22,200 円	9,000 円 (配慮措置あり)

※外来診療においてのみ、窓口負担が1か月6,000円を超える場合に配慮措置が適用されます。

(4) 配慮措置

①内容

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、2割負担の対象者に対して、1か月の外来診療における窓口負担の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が適用されます。具体的には、外来診療における窓口負担が1か月6,000円を超えた場合（すなわち医療費が30,000円を超えた場合）には、窓口負担は1割分に3,000円を加算した額（上限18,000円）になります。

なお、配慮措置が適用される場合の窓口負担及びレセプトに記載する一部負担金の額は1円単位になります。

配慮措置計算式	$6,000 \text{ 円} + \frac{\text{医療費} - 30,000 \text{ 円}}{10}$
---------	--

※計算式下線部における1円未満の端数は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げし1円単位とします。

②対象

2割負担の対象者の外来レセプトの内、保険単独レセプト及び公費併用レセプトの保険単独分が配慮措置の対象となります。

ただし、特記事項欄に「01：公」、「02：長」、「03：長処」のいずれかが表示されている場合は、保険単独レセプト及び公費併用レセプトの保険単独分であっても配慮措置の対象外となります。また、いわゆる県単公費（公費 47 など）についても配慮措置の対象外となります。（高知県後期高齢者医療広域連合に確認済みの内容。）

2 レセプト請求における留意事項

(1) 2割負担対象者のレセプトの表示

項目	表示
本人・家族欄	入院レセプト：7 高入一 外来レセプト：8 高外一
給付割合	8割
特記事項 (所得区分に係るコード)	「41 区カ」または「43 多カ」 で該当するものを一つ

(2) 2割負担対象者の特定疾病療養（マル長）の取扱い

後期高齢者の窓口負担割合2割化の制度施行に合わせて、特定疾病療養（マル長）に係る診療報酬明細書の記載要領が一部改正されることとなりました。これに伴い、後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示する患者であって、特記事項「41 区カ」に該当する患者の外来レセプトについては、長期高額療養費が発生しない場合でも特記事項欄に「02：長」を表示してください。

※特記事項「41 区カ」に該当する患者の外来レセプト以外の特定疾病療養（マル長）の取扱いは変更ありません。

(3) 2割負担対象者の一部負担金の記載

外来レセプトにおいて配慮措置の対象となった場合は、窓口負担の限度額（通常月18,000円、75歳到達月9,000円）に達していない場合でも、1円単位での一部負担金の記載が必要になります。なお、その他の場合の一部負担金の記載に変更はありません。

(4) 紙レセプトで請求する際の診療報酬請求書の集計について

2割負担の対象者のレセプトを紙レセプトで請求する場合、診療報酬請求書は「後期高齢一般・低所得」の集計欄に、1割負担の対象者のレセプトと合算した件数・診療実日数・点数・一部負担金等を記載してください。

【後期高齢者用の診療報酬請求書様式イメージ】

			療養の給付				食事療養・生活療養			
			件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額
1	請求	1 入院				円			円	円
		2 入院外								
	※決定	1 入院								
		2 入院外								
2	請求	1 入院								
		2 入院外								
	※決定	1 入院								
		2 入院外								

「後期高齢一般・低所得」の集計欄に2割負担の対象者と1割負担の対象者のレセプトを合算して記載してください。

(5) 手書きでレセプトを作成する医療機関等における対応

手書きでレセプトを作成する医療機関等に限って、当該医療機関等の状況に応じ、やむを得ない場合には、以下の【対応①】及び【対応②】を行ったうえで、配慮措置の現物給付を行わないこととして差し支えありません。

【対応①】

レセプト及び請求書双方について、配慮措置を行わず、窓口で2割負担を求めるものとして記載してください。この場合において、窓口負担の限度額(通常月18,000円、75歳到達月9,000円)に達し高額療養費が発生する場合には、レセプトに一部負担金を記載してください。

【対応②】

レセプト及び請求書双方の上部余白に赤色のインクで「2割」と記載してください。

3 その他

(1) 後期高齢者の窓口負担割合2割化の制度施行については、厚生労働省のホームページにおいてリーフレットや計算事例集などが公開されておりますので、以下のURLより参照願います。

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/newpage_21060.html

(2) 本件に関するお問い合わせは以下の問い合わせ先をお願いします。

審査課	担当	問い合わせ先
第1係	歯科、調剤、訪問看護ステーション	088-820-8404
第2係	医科（高知市以外に所在の医療機関）	088-820-8405
第3係	医科（高知市に所在の医療機関）	088-820-8406

(3) 本事務連絡は本会ホームページにも掲載予定であることを申し添えいたします。

【URL】 <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp/top/index.htm>